

証券コード 9277
2019年5月31日

株 主 各 位

福岡市中央区天神二丁目14番8号
総合メディカルホールディングス株式会社
代表取締役社長 坂本 賢治

「第1期定時株主総会招集ご通知」に関する インターネット開示情報のご案内

(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき「第1期定時株主総会招集ご通知」のうち、当社ウェブサイト (<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ja/ir.html>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|---|---------|
| 1. 事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「6. 株式会社の支配に関する基本方針」 | 2頁～15頁 |
| 2. 連結計算書類の「連結注記表」 | 16頁～23頁 |
| 3. 計算書類の「個別注記表」 | 24頁～26頁 |
| | 以 上 |

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 法令等遵守体制

総合メディカルグループ（以下、「グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア グループの取締役及び使用人に対し、職務の執行において企業の社会的責任及び企業倫理を果たすためのコンプライアンス・ポリシー「総合メディカルグループ行動規準」を周知・徹底させるとともに、これを実践する。
- イ グループの取締役及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス担当取締役（法務部門管掌役員）及びグループ内部統制委員会を置き、コンプライアンス担当部門（「業務分掌規程」による。）がこれを管掌する。各子会社等においては、コンプライアンス推進責任者を配置する。
- ウ グループの使用人から相談・通報できる窓口（「コンプライアンス・ホットライン」）を設置し、相談・通報に迅速に対応する。
- エ グループの取締役等及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるため、役員研修・社員研修を充実させ、コンプライアンスを尊重する意識の向上に努める。
- オ 当社監査部門は、内部監査規程・グループ会社管理規程に基づき、子会社等に対する内部監査を、会社規模や業態等に応じて実施する。

② 情報保存管理体制

当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア 当社取締役は、法令及び社内規程に基づき、取締役会の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理する。
- イ 当社取締役の意思決定及び当社取締役に対する報告に関しては、「文書管理規程」を定め、これに基づき保存・管理する。
- ウ 情報の管理については、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」に基づいて適切に行う。

③ 損失危険管理体制

グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア グループのリスク管理を統括する機能をコンプライアンス担当部門に設置し、担当取締役を置く。
- イ グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制を確立するため、「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ウ グループのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価はコンプライアンス担当部門が行い、問題点等が見られた場合は、各々部署に対し是正勧告を行う等、実効性のあるモニタリングを実施する。
- エ グループ全体において危機発生時の際の対応要領を明確にするため、「危機管理基本規程」等を定め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

④ 効率性確保体制

グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア グループの業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレート・ガバナンスの理念に基づく「取締役会規程」、「職務分掌及び責任権限規程」、「組織規程」等を定め、子会社等においては、規模・業態等に応じて、これに準拠した体制を整える。
- イ グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、毎年度の事業計画及び取締役毎の業績目標を詳細化し、かつその評価を明らかにする。
- ウ 取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行う。
- エ 代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項についての決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行う。
- オ 執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が担当業務の執行責任を負い、取締役会が業務執行の進捗状況・職務の執行が法令及び定款に適合しているか等について監督する。

⑤ 企業集団内部統制

当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア グループに共通する企業憲章・倫理規定等を定め周知徹底を図るとともに、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- イ 子会社等の管理を主管する部門（「グループ会社管理規程」による。）を設置し、子会社等についての「グループ会社管理規程」を定め、子会社等の状況に応じて必要な管理を行う。
- ウ 子会社等からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づける。
- エ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係その他一切の関係を持たないこととし、外部専門機関とも連携して、社内での周知・注意喚起を図る。

⑥ 監査役監査の実効性確保体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - （ア）監査役の職務遂行を補助する使用人として、監査役スタッフを置く。
 - （イ）監査役スタッフは、原則1名以上とし、必要に応じて監査役会は取締役又は取締役会に対して増員要請をすることができる。
- イ 監査役スタッフの当社取締役からの独立性及び監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
 - （ア）監査役スタッフの独立性を確保するため、任命、異動、処罰その他人事権に係る事項の決定には監査役と事前に協議する。
 - （イ）監査役スタッフの人事考課については、監査役が行うものとする。
 - （ウ）監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務しないことを基本とする。
- ウ 当社取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - （ア）代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しなければならない。

- (イ) 当社取締役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告しなければならない。
 - a 当社の信用を大きく低下させた事項、又はその恐れのある事項
 - b 当社の業績に大きく悪影響を与えた事項、又はその恐れがある事項
 - c 総合メディカルグループ行動規準への違反で重大な事項、又はその恐れのある事項
 - d その他上記 a ～ c に準じる事項
- エ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (ア) グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (イ) グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
 - (ウ) 当社監査部門、法務部門等は、定期的にグループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - (エ) グループのコンプライアンス・ホットライン担当部署は、グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (オ) 当社監査役へ報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- オ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に係る方針に関する事項
 - (ア) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行われる体制とする。
 - (イ) 当社監査役が職務を遂行するために必要と判断した場合は、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- カ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役相互の情報を共有する。
 - (イ) 社内組織において監査役室を設置し、監査役スタッフの所属を監査役室とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

内部統制システムの適切な構築・運用のために、2か月に1回、グループ内部統制委員会(委員長は代表取締役社長、委員は各部門を所管する取締役)を開催し、内部統制システム運用上見出された問題点等の是正・改善状況の報告を行っております。

法令等遵守体制については、グループ会社社員へのコンプライアンス・マニュアル配付、及び職場単位や入社社員・マネジメント職といった職種別での研修において、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

情報保存管理体制については、情報セキュリティ委員会でグループ会社の情報セキュリティ向上に取り組んだほか、サイバー攻撃や情報セキュリティ事故の予防と緊急時対応を目的としてIT事故対応チーム(シーサート)の活動を継続しております。

損失危機管理体制については、グループの事業推進に係るリスクを洗い出し、当該リスクを所管する部門が対策を立案・実施・評価するという一連のリスクマネジメントを継続し、体制の強化を図っております。

効率性確保体制については、原則として、取締役会を毎月1回、グループ経営会議を毎月2回開催して事案の報告・決議を行っております。また緊急性の高い事案については、定期的な開催に限らず、臨時取締役会、臨時グループ経営会議を開催し、体制の強化に努めております。

企業集団内部統制については、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」に基づき執行部門からの独立性を確保した内部監査部門が、グループの内部統制システム全般の整備・運用状況及び法令・社内規程等の遵守状況等をモニタリングし、結果を代表取締役社長・監査役に報告するなど、早期の問題事案把握と改善に努めています。

監査役監査の実効性確保体制については、取締役会、グループ経営会議、グループ内部統制委員会、その他重要会議等へ監査役が出席することで情報共有を図っています。また監査役に報告すべき案件については、発生の都度、所管部門が常勤監査役へ報告しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社グループの経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様のご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的に強行される大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益(併せて以下「株主共同の利益」といいます。)を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、株主共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯にめざす者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような買付行為等の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記ア. の中期経営計画による企業価値向上への取組み、及び下記イ. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

ア. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社グループは、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社グループは、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社グループは、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業グループになることをめざしております。

以上のような経営の理念及び基本方針のもとで、総合メディカル株式会社は、2017年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション 2020」をスタートいたしました。当社グループは、持株会社体制への移行後も、引き続き「アクション 2020」を実施しております。

なお、中期経営計画の内容につきましては、招集ご通知22頁に記載の「対処すべき課題」をご参照ください。

イ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

ウ. 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

当社取締役会は、当社グループの規模等に鑑み機動性も重視して、6名で構成されており、うち3名が社外取締役であります(2019年5月17日現在)。取締役会は、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

社外取締役は、在籍してきた会社において実績・見識が高く評価されており、当社グループの事業環境にも見識を持つ者であり、独立した立場から取締役会に出席することで、経営の監督にあたっております。

代表取締役、常勤取締役及び常務執行役員で構成されるグループ経営会議は、原則月2回開催される定時グループ経営会議のほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸問題の協議等を行っております。

取締役候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、株主総会議案として取締役会の承認を得た後、株主総会に提出します。

当社は執行役員制度を採用しており、執行役員候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、取締役会の承認を得て選任しております。執行役員は、取締役会からの権限委譲により業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名(うち、社外監査役1名)、非常勤監査役2名(うち、社外監査役2名)の計4名体制をとっております。社外監査役は、金融機関の経営者として培われた会社経営を統括する十分な知見を有している者、弁護士として培われた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有している者、及び、税理士として培われた企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有している者の3名で構成されており、公正性、透明性を確保しております(2019年5月17日現在)。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画、職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、グループ経営会議にも出席して意見を述べています。

常勤取締役は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供する等、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

監査部(9名)は、全部門を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施しております。

監査役、監査部、会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行う等連携をとり、監査の質的向上を図っております。

そして、当社グループは、法律上の判断を必要とする場合は、顧問弁護士から適時に助言・指導を受けております。

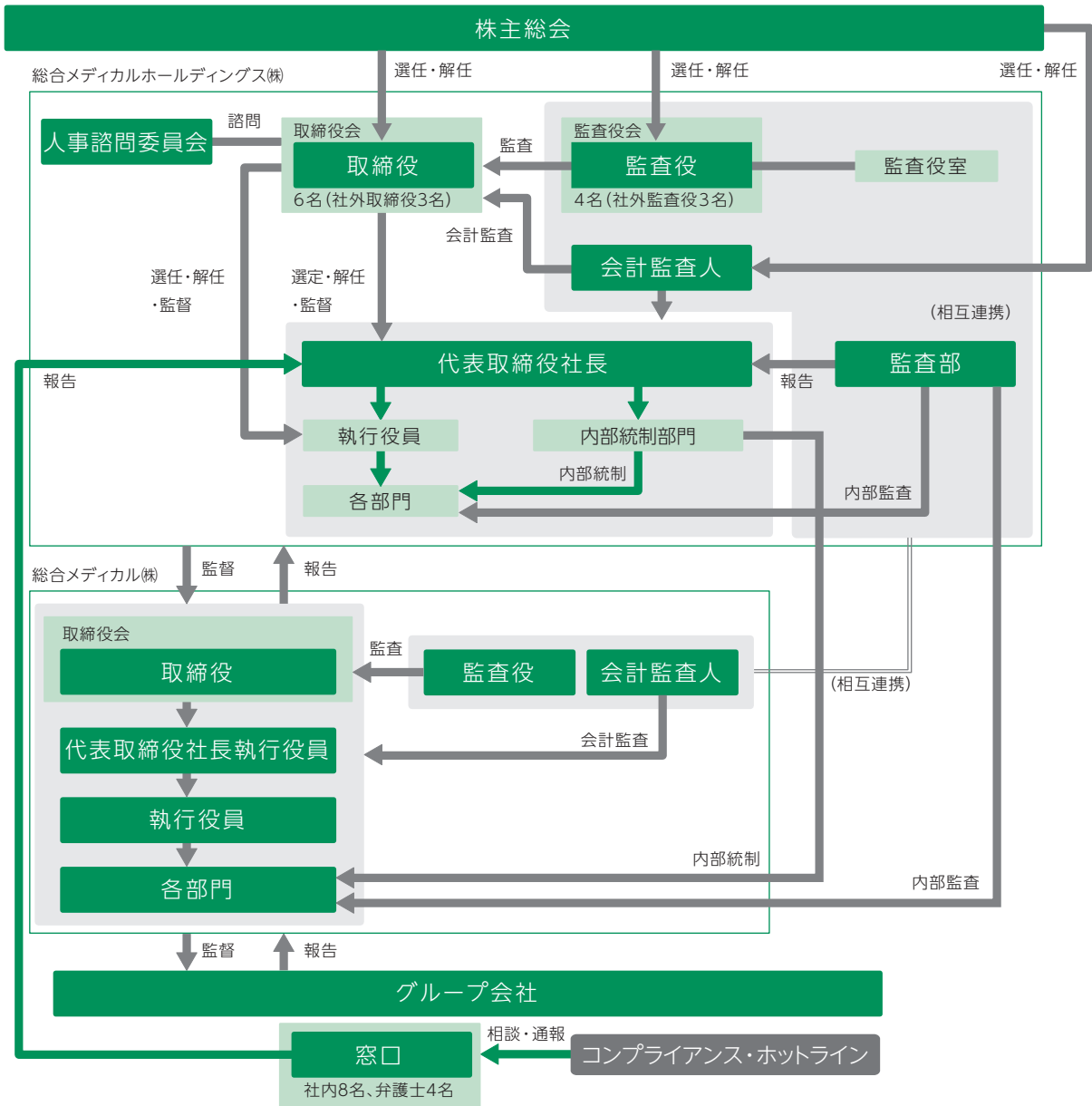
当社は、定期・通期採用の社員研修、階層別研修及びコンプライアンス推進責任者のもとの職場内研修等において、「企業倫理とコンプライアンス経営」を教育し、コンプライアンスの向上に努めております。

グループ会社の業務の適正性を確保するための体制として、グループ会社についての「グループ会社管理規程」を定め、同規程に基づきグループ会社の管理を主管する部門等を設置し、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行っております。グループ会社からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催されるグループ会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づけております。

また、当社は、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる関係も持たないこと」を基本方針としております。反社会的勢力排除に向け、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関とも連携をとりつつ、グループ一体となり対応する体制を構築していきます。

ご参考

コーポレート・ガバナンス体制図 (2019年5月17日現在)



(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2018年10月1日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定いたしました。

(本対応方針の概要)

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、若しくは②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

上記大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

当社は、大規模買付情報の提供が完了した後、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得たうえで、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は最長90日間の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会は、①特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集することを勧告した場合、又は、②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮のうえ、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動に先立ち、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。また、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会が別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。これにより、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本対応方針の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第1期定時株主総会の終結時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社グループは、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう恐れのある大規模な買付行為を行うことは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 35社（子会社はすべて連結しております。）

② 連結子会社の名称

（主要な連結子会社）

総合メディカル株式会社

株式会社保健同人社

株式会社文教

株式会社ソム・テック

総合メディカル・ファーマシー中部株式会社

株式会社あおば調剤薬局

前田産業株式会社

株式会社タイコー堂薬局本店

株式会社ビューティドラッグサイトウ

株式会社祥漢堂

株式会社御代の台薬局

株式会社本木薬局

株式会社サンヴィラ

当連結会計年度からK & K ファーマシー株式会社（2018年4月2日付で全株式を取得）、株式会社文教（2018年4月26日付で全株式を取得）、株式会社黄川田薬品（2018年11月27日付で全株式を取得）、トライアド東海株式会社（2018年12月21日付で全株式を取得）、株式会社クラクシー（2019年3月1日付で全株式を取得）を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度から株式会社ニッキ（2018年4月1日付で株式会社トラストに吸収合併）、株式会社北野調剤薬局（2018年11月1日付で総合メディカル株式会社に吸収合併）を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

（決算日） （連結子会社）

4月末日 有限会社グリーン薬局

5月末日 有限会社アイ調剤薬局

6月末日 有限会社ファーマシステムズ 他5社

7月末日 有限会社要町薬局 他1社

8月末日 株式会社御代の台薬局 他2社

9月末日 株式会社本木薬局 他2社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - ① 其他有価証券
 時価のあるもの
 決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。
 - ② 時価のないもの
 移動平均法による原価法であります。
 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - ② たな卸資産
 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 賃貸資産
 レンタル期間に基づく定額法であります。
 - ② 有形固定資産、無形固定資産（賃貸資産、借手のリース資産、2012年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産を除く。）
 有形固定資産については定率法、無形固定資産については定額法であります。
 - ③ リース資産（借手）
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法であります。
 なお、リース資産につきましては、有形固定資産及び無形固定資産に属する各項目に含まれております。
 - ④ 2012年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産
 定額法であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① のれんの償却方法及び償却期間
 のれんは、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。
 - ② 消費税等の会計処理の方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当期の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|-------------------|----|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 25,061百万円 |
| 2. 保証債務 | | |
| 金融機関からの借入に対する保証債務 | | |
| 医療法人風のすずらん会他 | 7名 | 2,752百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	30,680,312株	－株	－株	30,680,312株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

当社は、2018年10月1日に単独株式移転により設立した完全親会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の取締役会において決議された金額です。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年4月24日 取締役会	普通株式 (総合メディカル)	486	32.50	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年10月23日 取締役会	普通株式 (総合メディカル)	411	13.75	2018年9月30日	2018年11月26日
計	—	898	—	—	—

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	411	利益剰余 金	13.75	2019年3月31日	2019年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な長期資金を主に銀行借入及び割賦で調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。また、社債（期間は原則5年から10年）、借入金（期間は原則5年から10年）及び割賦未払金（期間は原則として6年）は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

資金調達に係る流動性リスクの管理に関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（(注)2.参照）。

科 目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 現金及び預金	10,883	10,883	－
(2) 受取手形及び売掛金	21,138	21,138	－
(3) 投資有価証券	1,075	1,075	－
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	19,819	19,819	－
(2) 短期借入金	133	133	－
(3) 未払法人税等	1,053	1,053	－
(4) 社債（一年内償還予定の社債を含む。）	260	261	1
(5) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）	20,904	20,985	80
(6) 長期割賦未払金（一年内支払予定の長期割賦未払金を含む。）	4,239	4,221	18

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（一年内償還予定の社債を含む。）、(5) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）、(6) 長期割賦未払金（一年内支払予定の長期割賦未払金を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	33

非上場株式等については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,281円82銭
1 株当たり当期純利益	108円47銭

重要な後発事象に関する注記

株式取得による企業結合

1. 企業結合の概要

当社は、2019年4月23日付で株式会社ルフト・メディカルケア（以下、「ルフト・メディカルケア」といいます。）の全発行済株式を取得する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称：株式会社ルフト・メディカルケア

事業内容：医療・介護分野に専門特化したアウトソーシング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ルフト・メディカルケアは、医療分野に専門特化したアウトソーシングのリーディングカンパニーとして、400床以上の大規模病院やグループ病院を中心に全国約700の医療機関向けに人材派遣を主軸とした人材サービス事業を展開しております。医師・看護師等の資格職が担う多種多様な非専門業務を、当社が提供する人材サービスによりタスクシフト・シェアすることで、医療現場における院内業務の効率化、医療従事者の働き方改革に大きく貢献しております。本件株式取得を行った理由は、「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、医師が「よい医療」に専念できるよう医師・医療機関のサポートに取り組む当社の機能強化に寄与するためであります。

- (3) 企業結合日
2019年5月27日
- (4) 企業結合の法的形式
株式取得
- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによります。
2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,900百万円
取得原価		5,900百万円
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等 191百万円
4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

企業結合に関する注記

株式取得による企業結合

1. 企業結合の概要

当社の子会社である総合メディカル株式会社は、2018年4月26日付で株式会社文教（以下、「文教」といいます。）の全発行済株式を取得し、連結子会社化したしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称：株式会社文教

事業内容：売店、レストラン、職員食堂、テレビシステム等病院内施設事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、文教が長年培った病院内での売店・レストラン運営のノウハウ及び大規模病院とのネットワークと、当社医業支援事業及び医療機関ネットワークを組み合わせること、また、現在同社が未進出の関西・東北エリアへの店舗展開等をバックアップすることで、医療機関への新たな価値を提案し、当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

(3) 企業結合日

2018年4月26日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

総合メディカル株式会社が現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2018年4月1日から2019年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 3,575百万円
取得原価 3,575百万円
4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等 14百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれん
2,784百万円
(2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。
(3) 償却の方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,449百万円
固定資産	1,304百万円
資産合計	2,753百万円
流動負債	499百万円
固定負債	1,463百万円
負債合計	1,963百万円

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

1. 取引の概要

2018年5月24日開催の総合メディカル株式会社取締役会及び2018年6月22日開催の同社第40期定時株主総会において、単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「総合メディカルホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、2018年10月1日に設立いたしました。

- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容
名 称：総合メディカル株式会社
事業の内容：医業経営全般に亘るトータルサポート
- (2) 企業結合日
2018年10月1日
- (3) 企業結合の法的形式
単独株式移転による持株会社設立
- (4) 結合後企業の名称
総合メディカルホールディングス株式会社

(5) 企業結合の目的

持株会社体制への移行の目的は次のとおりになります。

① グループ経営戦略機能と事業執行体制の強化

- ・持株会社は、総合メディカルグループ全体の経営に専念し、中長期的な成長戦略の立案、経営資源の最適配分によりグループシナジーの最大化と、グループ全体の企業価値の最大化を図る。
- ・事業会社へ権限を大幅に委譲し、役割と責任を明確にすることで、意思決定のさらなる迅速化と各事業の価値創造力の強化を図る。

② 戦略的パートナーの拡大

- ・日本型ヘルスケアビジネスの完成を加速させるべく、M&A・資本業務提携を積極活用することで事業規模の拡大と新事業の創出を図る。

③ 次世代経営者の育成

- ・事業会社に次世代経営者候補を登用し、経験を積むことで、経営者の早期育成を図る。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法であります。
2. 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産
定額法であります。
3. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|--------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）
関係会社に対する短期金銭債権 | 133百万円 |
| 2. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務の総額 | 3百万円 |
| 3. 保証債務
金融機関からの借入に対する保証債務
医療法人清須呼吸器疾患研究会 | 266百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 | 1,137百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 156百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	－株	745,645株	100株	745,545株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、総合メディカル株式会社が保有していた当社株式の現物配当であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産		
関係会社株式		1,181
その他		15
小計		1,196
評価性引当金		1,182
繰延税金資産合計		14
繰延税金資産の純額		14

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
子会社	総合メディカル(株)	所有 直接100%	経営管理	経営管理料の受取 業務委託料の支払	497 156	売掛金	114

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料及び業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,090円84銭
1 株当たり当期純利益	20円92銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。